

意見書

12月定例会では、下記の意見書を可決し、内閣総理大臣・厚生労働大臣に提出しました

※意見書とは、市の公益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめた文書で、国会や関係行政庁に提出します。

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（抜粋）

保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。



全文はこちら

よって、政府において、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組まれるよう強く要望する。

1. 不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。
2. 所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
3. 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
4. 不育症への保険適用や助成についても検討すること。

決議

決議が可決されました

※決議は、議会が行う事実上の意思形成行為で、議会の意思を対外的に表明するものです。

藤本友行議員に対する辞職勧告決議（抜粋）

私たち尾道市議会は令和元年12月定例会において、議場外で暴力行為に及んだ藤本友行議員に対し辞職勧告を決議し、尾道市議会議員政治倫理条例を制定しましたが、藤本友行議員は辞職勧告に応じないばかりか、何ら反省の姿勢も見せず、9月及び12月定例会においても暴言や、高圧的な発言を繰り返してきました。



全文はこちら

いかに議員として期数を重ね、人として年を重ねようと、権利を平等に有する議員をどなりつけてよい理由にはなりません。しかも言論の府たる市議会の委員会であり、さらに議事整理権を有する委員長に対する暴言であれば到底容認できるものではなく、看過することは市民に対する背信行為とさえいえるものです。

よって、本市議会は、藤本友行議員に対して、品位と秩序を重んじる尾道市議会議員として著しく適性を欠いており、尾道市議会の一員としてふさわしくないと断じざるを得ません。

以上の理由から、尾道市議会の最大限の意志として、藤本友行議員に対する二度目の辞職勧告を決議します。